

「サポート利用券発行事業」実施要項

1 サポート利用券の利用期間

2021年8月30日（月）から12月31日（金）まで

2 利用協力店舗の募集

別添の参加申込書をFAXしていただくことで、利用協力店舗として登録いたします。
既にご登録いただいている事業者については再度の申請は不要です。

3 利用協力店舗の表示

市のホームページで「サポート利用協力店」として、利用券が利用可能な旨を掲載します。また、各店舗でも掲示できるポスターを配布いたします。

4 サポート利用券の利用における留意点

- 利用者は、利用券と現金と交換をすることはできません。
- 利用者は、利用券と現金と併用いただくことは可能です。
- おつりは出ません。

5 サポート利用券の換金について

① 換金窓口

明石市内の日新信用金庫となります。市役所では換金できませんので、ご注意ください。

② 換金期間

2021年10月1日(金)～2022年1月14日(金) ※予定

※換金方法

「サポート利用券換金依頼書兼報告書」（登録後市より送付）に必要事項を記入のうえ、「使用済のサポート利用券」と併せて明石市内の日新信用金庫窓口へ郵送してください。換金方法の詳細については、後日案内を送付させていただきます。

※期間内に提出がなかった場合は、利用が無かったものとみなしますので、ご注意ください。

③ 換金手数料

無料とさせていただきます。

④ 換金の振込口座は日新信用金庫の口座とさせていただきます。他の金融機関へ

の振り込みは例外なくできませんのでご了承ください。

6 申し込み資格（必ずお読みください）

下記のいずれにも該当する事業者のみとします。

【参加事業者基準】

- 1 保健所より営業許可を受けている事業者であること。（飲食店舗のみ）
 - 2 本社（本店）、支社（支店）、営業所（販売所を含む）のいずれかを市内に有する法人又は個人事業主であること。
 - 3 地域に根差し商売を営み、基本的に子供から大人まで利用（購入）できるサービスを提供していること。
 - 4 保管や運搬の際には温度管理を徹底するなど、食品の衛生管理を十分に行うこと。
 - 5 食中毒の原因となる食品の作り置きや能力を超えた製造は控えること。
 - 6 弁当等をメニュー単位で 50g 程度ずつ 72 時間以上冷凍保存すること（検食の保存）。（※4 から 6 は飲食のテイクアウト又はデリバリーを実施する店舗のみ）
 - 7 明石市からの依頼・指示に対しては速やかに対応し、市の基本方針に逸脱しないこと。
 - 8 利用者からの問い合わせやクレームについては、誠意をもって対応すること。
 - 9 明石市暴力団排除条例第 2 条第 1 号に規定する暴力団、第 2 号に規定する暴力団員及び第 3 号に規定する関係機関等に該当していないこと。
 - 10 明石市が指定する金融機関（日新信用金庫）での換金手続きが可能であること。
- ※ 上記のほか、公序良俗違反等により、市が不適切と認める場合、参加の取り消しを求める場合があります。

《参 考》

金券は、黄緑色で「明石市サポート利用券」と印字されています。

<表面（イメージ）>



<裏面（イメージ）>

<本券利用にあたっての注意点>	
・おつりは出ません（払い戻し・返金は一切不可）。	
・本券の紛失や盗難に対して再発行はできません。	
・交付を受けた本人及びその家族のみ利用できます。	
<small>※その他の注意点については同封の説明書を参照してください。</small>	
事業者欄： <input type="text"/>	
利用日：	月 日 利用者名： <input type="text"/>